

設備投資に使える大型補助金三選

①「新事業進出補助金」～中小企業の新しい挑戦を応援～

既存の事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

【申請期限・事業期間】

申請期限：12月19日（金）

事業期間：交付決定日から14ヶ月以内（採択発表日（R8.3下旬）から16ヶ月以内）

【補助率・補助限度額】

補助率：1/2以内

補助金額：下限750万円 上限2,500～7,000万円（従業員数による）

上乘金額：大幅賃上げで+500～2,000万円（従業員数による）

【補助対象事業】

既存事業とは異なる新事業への進出に係る経費

（機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費）

【補助要件】※未達成だと補助金返還あり

①指針に定める「新事業」に該当

②付加価値額成長率+4.0%/年

③給与支給総額成長率+2.5%/年

④事業場内最低賃金を県最低賃金+30円 など

②「中小企業省力化投資補助金」

～人手不足に悩む中小企業の省力化投資を支援～

中小企業の売上拡大や生産性向上を後押しするための省力化投資が対象の補助金です。

【カタログ注文型】

申請期限：随時受付（最終 令和8年9月末頃） 補助率：1/2以内

補助金額：下限25万円（リース除く） 上限200～1,000万円（従業員数による）

対象経費：カタログに掲載された省力化効果のある汎用製品本体と導入経費（リースも可）

事業期間：交付決定日から12ヶ月以内

補助要件：①労働生産性+3.0%/年

②事業場内最低賃金+45円/計画期間内

③給与支給総額+6.0%/計画期間内 など（未達成だと補助金返還あり）

【一般型】

申請期限：11月27日（木）17:00

補助率：小規模事業者2/3以内・中小企業1/2以内（1,500万円超の部分は1/3）

補助金額：上限750～8,000万円（従業員数による）

対象経費：個別現場の設備や事業内容に合わせた機械装置・システム構築費用（必須）と付随する経費（運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費）

事業期間：交付決定日から18ヶ月以内（採択発表日（調整中）から20ヶ月以内）

補助要件：①労働生産性+4.0%/年

②給与支給総額+2%/年

③事業場内最低賃金を県最低賃金+30円 など（未達成だと補助金返還あり）

③「ものづくり補助金」

～新製品・新サービス開発のための設備投資等を支援～

正式名称は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」ですが、長い名称「ものづくり補助金」または「もの補助」と略されることが多い大型補助金です。

「ものづくり」と聞くと、製造業しか対象でないように感じますが、正式名称にある通り商業やサービス業も使える補助金です。革新的な新製品・新サービス開発や、海外での販路開拓の取組みを支援します。

【制度概要】

申請期限：令和 8 年 1 月 30 日（金）

補助率：小規模事業者 2/3 以内 中小企業 1/2 以内

対象経費：機械装置・システム構築費（単価税抜き 50 万円以上）、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費

補助要件：①付加価値額 + 3.0%/年 ②給与支給総額成長率 + 2.0%/年
③事業場内最低賃金を県最低賃金 + 30 円 など（未達成だと補助金返還あり）

上乗金額：大幅賃上げで補助上限 + 100～1,000 万円（従業員数による）

【製品・サービス高付加価値化枠】※革新的な新製品・新サービス開発

補助金額：下限 100 万円 上限 750～2,500 万円（従業員数による）

事業期間：交付決定日から 10 ヶ月以内（採択発表日（R8.4 下旬）から 12 ヶ月以内）

【グローバル枠】※海外販路開拓

補助金額：下限 100 万円 上限 3,000 万円（従業員数関係なし）

事業期間：交付決定日から 12 ヶ月以内（採択発表日（R8.4 下旬）から 16 ヶ月以内）

対象経費：制度概要に記載の経費のほか、海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費（いずれも経費総額に占める割合に制限あり）

【加点項目】

「事業継続力強化計画」を策定し国の認定を受けていることで、審査で加点が付きます。

本来、この「事業継続力強化計画」は、災害が発生した際に、どのように役員や従業員の安全を確保し、自社事業の再建・再開を迅速に行うかを手順として落とし込む大切な計画であるとともに「補助金の採択率を上げる」ためにも有効です。

持続化補助金も引き続き 公募中です(11月28日締切)



詳しくは八百津町商工会 HP 掲載の「やおっち商い通信 10 月号」でご確認ください↑。

申請相談受付中

商工会では、補助金申請のお手伝いをしています。申請をお考えの方は、お早めに商工会にご相談ください。
(TEL 43-0266)

セミナー・展示会・商談会情報

※詳細・申込については、商工会にご連絡ください（TEL：43-0266）

- 【販売会】全国百貨店催事出展（中小機構/株式会社 AROSA）**
 日時：個別調整（販売会企画団体担当者調整）
 会場：全国の百貨店
 対象：スイーツ、女性雑貨、服（婦人・紳士・子供）、家庭用品
- 【セミナー】「月商 50 万・100 万の壁」を超える！シン・ネットショップ入門講座**
 日時：令和7年11月21日（金）13:30-16:00 場所：オンライン or 大垣市
 内容：「月商の壁」の正体と突破のための3つの基本戦略、高転換率な商品ページをつくる「3つの鉄板法則」、セット化・見せ方・値づけ等の「棚づくり対策」ほか

確定申告(電子申告)に係るお願い

商工会による決算支援において、令和7年分確定申告は、電子申告により行います。昨年に引き続き、税理士による「代理送信」から、申告者本人のマイナンバーカードを使用した「本人送信」に順次切り替えを進めます。

つきましては、電子送信の際にはマイナンバーカードが必須となりますので、マイナンバーカードのご準備をお願いいたします。また、マイナンバーカードの署名用パスワードや電子証明書が有効期限内であることもご確認下さい。

【電子申告チェックリスト】

- マイナンバーカードが手元にある
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は 2026.3.15 以降である
- マイナンバーカードに設定した署名用パスワードを覚えている
 （英数6文字以上16文字以内で設定されたパスワードで、数字4桁ではありません）

電子証明書の有効期限が切れていたり、署名用パスワードを失念している場合は、役場の窓口で電子証明書の更新やパスワードの再設定手続きを行ってください。



有効期限切れに注意!

- カード自体の有効期限（10年間）
- 電子証明書の有効期限（5年間）※手書き（有効期限内でないと電子申告ができません）



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する!

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4
 TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448
 E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp
<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>